

令和6年度

千葉県の水道

本書の内容は、全て千葉県のホームページに掲載されています。

千葉県のホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/>)

→ 暮らし・福祉・健康 → 暮らし → 水道・下水道

→ 水道政策・水資源

→ 水道統計

千葉県総合企画部水政課

は じ め に

水道は、県民が健康で文化的な生活を営む上で、欠かすことのできないライフライン施設として、また、産業・経済活動を支える基盤施設として、重要な役割を果たしています。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は年々厳しいものとなっており、人口減少に伴い料金収入が減少傾向にある中、物価上昇による費用全般の増加や、人材不足の深刻化、水道施設の老朽化の進行など、様々な課題に直面しています。

また、本県は地形上水源に恵まれず、水源の約7割を県の北西端を流れる利根川水系に依存していることから、水道事業者の経営基盤にも地域により格差が生じ、料金にも格差が生じている状況です。

さらには、災害への備えも重要です。令和6年能登半島地震では長期に渡る大規模な断水被害が発生したところであり、地震や風水害などの災害時にも県民に水を安定して届けるため、水道施設の耐震化や停電・浸水対策など、災害対応力の強化に取り組んでいく必要があることから、県では、国庫補助に県独自で上乗せ補助を行う制度を創設し、令和7年度から令和11年度まで集中的に支援することとしています。

また、県内には小規模な水道事業者が多く、これらの課題の解決を図るため、個々の水道事業者の取組のみでは限界があることから、県では、水道事業の統合・広域連携を進めているところです。

これまでの取組の結果、令和8年4月からは、県企業局が九十九里・南房総地域の水道用水供給事業を担うこととなるなど、令和7年4月1日現在の41団体から36団体へ再編されます。引き続き、先行事例で得られた知見や成果を他の地域と共有し、水道用水供給事業者及び末端給水事業者の統合・広域連携を進めてまいります。

今後も安全で良質な水の安定供給を目指し、本県の水道事業の基盤強化に向けて取り組んでまいりますので、関係者の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本書の作成に当たり、調査に御協力いただきました水道事業者等をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本書が今後の水道事業運営等の御参考になれば幸いに存じます。

令和8年3月

千葉県総合企画部水政課長
谷田貝 敦志

目 次

I 水道事業の概要	1
1. 水道の箇所数	3
2. 水道の普及状況	5
3. 水源及び給水状況	10
(1) 水源別取水量(上水道事業及び水道用水供給事業)	10
(2) 給水量(上水道事業のみ)	10
(3) 施設状況(上水道事業及び水道用水供給事業)	15
(4) 施設の耐震化状況(上水道事業及び水道用水供給事業)	17
4. 経営状況	19
(1) 収益的収支	19
ア. 収益的収支の概要	19
イ. 職員一人当たり業務量	21
ウ. 給水原価と供給単価	22
エ. 水道料金	25
(2) 資本的収支	26
(3) 貸借対照表	28
II 市町村別水道普及状況	29
市町村別水道普及状況	31
市町村別水道普及表	32
III 水道施設別一覧表	39
1. 水道用水供給事業	39
水道用水供給事業給水対象区域図	41
その1 (基本計画、年間実績取水量等)	42
その2 (実績一日最大給水量等)	44
その3 (管種別管延長)	46
2. 上水道事業	47
その1 (基本計画、現在給水人口等)	48
その2 (年間給水量等)	54
その3 (管種別管延長)	60
3. 簡易水道事業	67
4. 専用水道	73
5. 飲料水供給施設	77
6. 水利権取得状況	83
参考	87
1. 保健所別水道普及状況	89
2. 事業主体所在地一覧表	96

凡 例

1. 収録の範囲

本資料は、国土交通省所管の「令和6年度水道統計調査」を基礎とし、その他の資料で一部を補充したものである。

2. 調査対象

令和7年3月31日までに認可を受けた上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業又は確認を受けた専用水道及び飲料水供給施設。

3. 水道の区分

区 分		定 義	経営主体	管理主体	実施の手続き
水道事業	上水道事業	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口5,001人以上のもの	原則として市町村		国土交通大臣の認可が必要 (給水人口5万人以下の事業については都道府県知事)
	簡易水道事業	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口101人以上5,000人以下のもの			
水道用水供給事業		水道事業者に対して水道用水を供給する事業	原則として 地方公共団体 (都道府県、一部事務組合等)		国土交通大臣の認可が必要 (1日最大給水量が25,000m ³ 以下の事業については都道府県知事)
専用水道		水道事業の用に供する水道以外の水道であって、101人以上の者に対して居住に必要な水を供給するもの又は飲用等人の生活の用に供する水量が日量20m ³ を超えるもの	—	設置者	都道府県知事の確認が必要 (市の区域については市長)
簡易専用水道		水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10m ³ を超えるもの	—	設置者	保健所長に届出が必要 (市の区域については市長)

飲料水供給施設	50人以上100人以下を給水人口として人の飲用に供する水を供給する施設
---------	-------------------------------------

4. 調査対象期間

年間の実績値については、令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)実績とし、その他の項目については令和7年3月31日現在のものとした。

5. 調査方法

県から各市町村、各水道事業者、各水道用水供給事業者及び保健所に調査を依頼し、それぞれの回答を県で集計した。

用語の定義

1. 普及率 =
$$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内現在人口（千葉県総合企画部統計課資料 令和7年4月1日現在）}}$$

2. 給水普及率 =
$$\frac{\text{上水道（簡易水道）現在給水人口}}{\text{上水道（簡易水道）計画給水区域内現在人口}}$$

3. 浄水処理方法

(1) 浄水処理方法

浄水処理の方法を、次のとおり略記した。

緩速濾過… 緩	急速濾過… 急	消毒のみ… 消	
前塩素処理… 前塩	中間塩素処理… 中塩	後塩素処理… 後塩	
アルカリ剤処理… 苛性	酸処理… 酸	マンガン接触濾過… マ濾	多層濾過… 多濾

(2) 高度処理等

併せて行った高度浄水処理等について、次のとおり略記した。

活性炭処理… 活性炭	オゾン処理… オゾン	生物処理… 生物	エアレーション… エア
-------------------	-------------------	-----------------	--------------------

4. 給水実績

- (1) 有効水量 有収水量＋無収水量
メーターで計量された水量、需要者に到達したものと認められる水量等
- (2) 無効水量 配水管での漏水、不明水量、水道施設の損壊等により無効となった水量等
- (3) 有収水量 料金徴収の対象となった水量
- (4) 無収水量 給水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量

(5) 稼働率 =
$$\frac{\text{1日最大給水量（分水量を含む）}}{\text{施設能力}}$$

(6) 負荷率 =
$$\frac{\text{1日平均給水量（分水量を含む）}}{\text{1日最大給水量（分水量を含む）}}$$

(7) 有効率 =
$$\frac{\text{年間有効水量＋年間分水有効水量}}{\text{年間給水量＋年間分水量}}$$

(8) 有収率 =
$$\frac{\text{年間有収水量＋年間分水有収水量}}{\text{年間給水量＋年間分水量}}$$

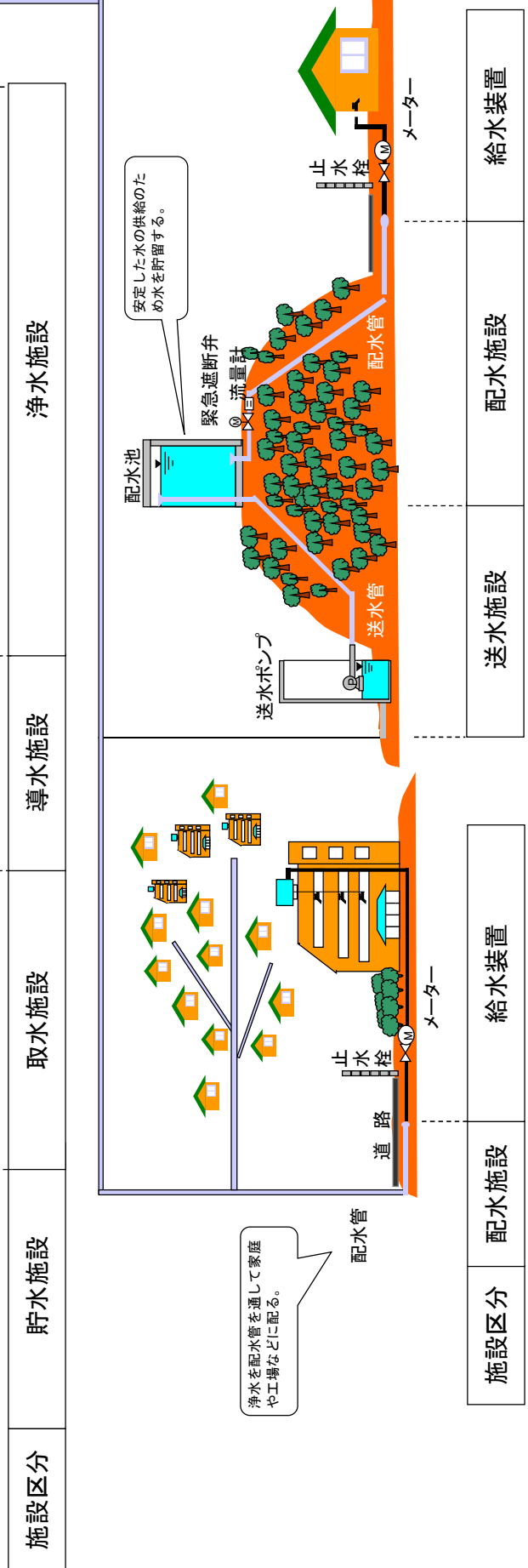
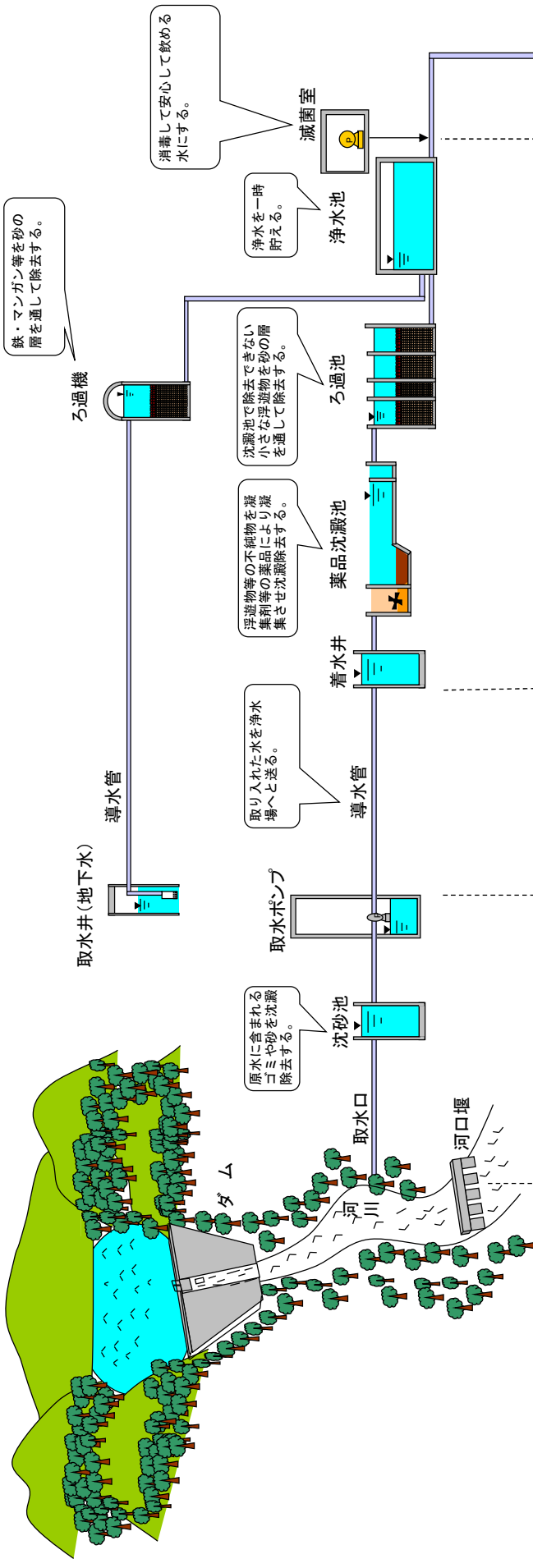
(9) 利用量率 =
$$\frac{\text{年間給水量＋年間分水量}}{\text{年間取水量}}$$

5. 供給単価・給水原価

(1) 供給単価 =
$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$$

(2) 給水原価 =
$$\frac{\text{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入}}{\text{年間有収水量}}$$

水道施設の概要



施設区分

貯水施設

取水施設

導水施設

浄水施設

施設区分

配水施設

給水装置

送水施設

配水施設

給水装置